

平成26年度 事業計画書

第24期

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

I. 法人の全体的事項

当法人は、船橋市内の中小企業勤労者の労働福祉の充実に寄与し、大企業との格差是正を図るため、中小企業が単独では実施しがたい総合的な福祉事業を実施する専門機関として、市が平成4年に財団法人として設立しましたが、公益法人制度改革関連法の施行に伴い、平成23年4月1日に公益財団法人に移行しました。

平成26年度は、当法人の基幹事業である中小企業勤労者等のための福利厚生事業、特定退職金共済事業及び市の指定管理者としての勤労市民センター管理運営事業を通じ、各種事業の実施に当たっては受益の効果が広い範囲に及ぶよう一層努力してまいります。

また、事業目的を同じくする近隣の（公財）千葉県産業振興財団勤労者福祉サービスセンター及び（一社）野田市中小企業勤労者福祉サービスセンターとの連携を更に深め、スケールメリットを活かして共催事業を実施するなどし、より一層事業の充実に努めてまいります。

II. 事業活動方針

1 福利厚生事業

経済情勢は、明るい兆しが見え始めてはいるものの、実感として捉えにくい状況が依然として続いています。

このような現状を踏まえ、中小企業の事業主に代わって福利厚生サービスを提供する当法人としては、中小企業勤労者等の生活安定に資するため、以下の事業を実施してまいります。

事業名	実施事業の内容
(公1) 1. 生活安定事業 10,438千円	(1)生活安定事業 ①物資割引購入事業 ②融資あっ旋等事業 ・生活資金融資あっ旋及び利子助成等 ・育児休業期間並びに家族介護休業期間生活資金融資あっ旋及び利子助成等 ③老後生活安定事業(生涯生活設計の相談、講座の開催等) ④財産形成事業(貯蓄や住宅取得などの財産形成計画の相談及び講座の開催等) (2)労働時間短縮促進相談事業(労働時間短縮の促進を図るための改善計画や実施の指導及び相談)

(公2) 2. 健康維持 増進事業 5,072千円	(1)スポーツ施設等の割引あっ旋・利用助成事業(スポーツ施設や健康施設等の割引あっ旋及び利用助成等) (2)レクリエーション・健康事業(健康ウォーキング、ハイキング、ゴルフ大会、ボウリング大会、登山教室等) (3)健康診断等助成事業(健康診断、人間ドック・予防接種の一部助成) (4)健康講座開催事業 (5)情報・資料の提供(健康カレンダーの作成・配布)
(公3) 3. 自己啓発 余暇活動 事業 26,871千円	(1)生涯学習等助成事業(各種講座助成) (2)割引提携事業(ホテルチェーン、旅行会社代理店、レジャー施設、映画館等) (3)施設利用助成事業(宿泊施設、旅行会社代理店推奨旅行等) (4)サークル活動助成 (5)余暇活動事業
(公4) 4. 情報提供 事業 7,093千円	(1)情報誌発行事業 ①ガイドブックの発行(2年に1回) ②情報誌発行(FCSニュース、年6回) ③パンフレットの発行(会員加入促進パンフレット等) (2)ホームページ運営事業 (3)会員の加入促進 ①評議員による会員拡大の推進 ②会員の要望等を把握するためのアンケート実施
(他1) 5. 共済給付 事業 15,056千円	(1)死亡弔慰金 (2)重度障害・障害見舞金 (3)傷病見舞金 (4)住宅災害見舞金 (5)結婚祝金 (6)出産、入学祝金、成人祝金、還暦祝金 (7)勤続祝金

※事業費は、人件費・管理費を除いた直接の費用です。

次に、会員数の拡大強化についてであります。会員制度は、安定的な事業運営や助成事業などの財源の確保をする必要から設けておりますが、事業所単位の会員に加え、中小企業で働く市内在住・在勤の個人に対しても入会を認めております。さらに、ホームページでの紹介、FCSニュースや市の広報への会員募集記事の掲載、市役所内での動画広告の放映また商工会議所、法人会、青色申告会との連携など、なお一層の会員拡大に努めてまいります。

さらに、会員以外の勤労者にも情報提供することから、より親しみやすく充実した内容の「FCSニュース」や「ホームページ」の作成に努めてまいります。

2. 特定退職金共済事業（110,390千円）

単独では退職金制度をもつことが困難な中小企業の事業所に対し、従業員の退職後の生活基盤の安定など福祉の増進を図るとともに中小企業の振興に寄与することを目的として実施するものであります。

また、当法人の特定退職金制度は、加入対象事業所、対象年齢、掛金の設定、給付一時金等において、特に中小零細事業所や短期雇用者等が加入しやすい制度設計になっております。

従って、これらの利点を活かし、退職金制度の普及促進を図ることにより、本事業を媒介としてその効果が地域社会の健全な発展につながるよう、加入拡大に一層努力してまいります。

3. 勤労市民センター管理運営事業（95,326千円）

指定管理者として長年培ってきた経験と実績、また施設利用者との信頼関係を活かして、特に次の事項に重点を置きながら、指定管理者として適切かつ効率的な運営に努力してまいります。

また、インターネット等を活用した予約システムに変更し、利用料の銀行振込みを導入するなど、利用者の利便性を図っておりますが、さらなる利便性を図るとともに、利用率の向上に努力してまいります。

- (1) 事務の合理化(経費削減、サービスの向上)
- (2) 施設管理の合理化・適正化(経費の削減・安全性の確保)
- (3) 施設利用者に対するサービスの向上
- (4) 施設利用者の手続きの簡素化(サービスの向上)
- (5) 利用者の増加(利用料収入の増加)
- (6) 利用者のニーズの把握に努め、事業に反映
- (7) 施設の設置目的を具現化するため、効果的な自主事業の企画・開催
- (8) 施設の設置者である船橋市や地域住民等との連携の強化
- (9) 非常災害時における避難所としての役割や地域住民との連携

III. 事業内容

1. 生活安定事業（公1）

(1) 生活安定事業

① 物資割引購入事業

良質な商品を割引価格であつ旋する。

② 融資あつ旋等事業

ア. 生活資金融資あつ旋及び利子助成等

教育、罹災、病気その他不時の出費のための生活資金について、低利な融資をあつ旋する。

また、返済利子及び信用保証料の一部を助成する。

- ・ 融資限度額 100万円（1万円単位）
- ・ 融資の対象者 勤続1年以上・入会6ヵ月以上経過者

- ・融資利率（信用保証料含む） 3. 0%（年率）
- ・償還期間 60ヵ月以内（元利均等割賦償還）
- ・利子補給 1. 0%以内（年率）

イ. 育児休業期間及び家族介護休業期間生活安定資金融資あっ旋及び利子助成等

「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」に基づき、満1歳に達するまで、養育のため休業する会員、または家族介護を要する会員が介護のため休業する場合、生活資金として低利な融資をあっ旋する。

また、返済利子及び信用保証料の一部を助成する。

- ・融資限度額 100万円（1万円単位）
- ・融資の対象者 育児休業者または家族介護休業者
- ・融資利率（信用保証料を含む） 2. 7%（年率）
- ・償還期間 60ヵ月以内（元利均等割賦償還）
- ・利子補給 1. 0%以内（年率）

③ 老後生活安定事業

老後の生活設計に必要な知識や情報の提供を行うため、セミナーを開催する。また、生涯生活設計について専門家による相談を行う。

④ 財産形成事業

会員のライフサイクルに対応した財産形成に寄与するため、専門家による相談を行う。

(2) 労働時間短縮促進相談事業

- ・労働時間の短縮を図るための改善計画や、実施の指導及び相談を行う。

2. 健康維持増進事業（公2）

(1) スポーツ施設等の割引あっ旋・利用助成事業

- ① フィールド・アスレチック
- ② 入浴施設等

(2) レクリエーション、健康事業

登山教室（千葉市・野田市勤労者SC共催予定）、健康ウォーキング、ゴルフ大会、ボウリング大会等

(3) 健康診断等助成事業

会員の健康及び活力の維持増進のための助成事業や啓発事業等を実施する。

① 人間ドック受診者への助成（35歳以上を対象）

- ・助成額 泊 7,000円
- 日帰り 5,000円

② 生活習慣病予防健診者（政府管掌健康保険）への助成

- ・助成額
 - ・一般健診 3,000円（35歳以上を対象）
 - ・一般健診＋付加健診 4,000円（40歳・50歳のみ対象）

- ③ 定期健康診断を実施した事業所への助成
 - ・助成額 年1回 1人 500円
- ④ 肺炎球菌ワクチン（65歳以上を対象）
 - ・助成額 年1回 1人 1,500円
- ⑤ インフルエンザワクチン（65歳未満を対象）
 - ・助成額 年1回 1人 500円

(4) 健康講座開催事業

高齢社会に対応し、生活習慣病予防の予備知識を提供し、健康の維持管理に関する啓発を図る。

- ・実施予定時期 10月、2月
- ・場所 勤労市民センター
- ・講師 医師、保健師、栄養士

(5) 情報・資料の提供

会員及びその家族が、健康で明るい家庭生活を送れるよう、健康の維持増進に関する情報や資料を提供する。

- ・健康カレンダーの作成・配布 3,250部

3. 自己啓発・余暇活動事業（公3）

(1) 生涯学習等助成事業

生涯学習等自己啓発のため、サービスセンターが指定する各種講座を受講した会員に対し、受講費用の一部を助成する。

- ・助成額 1回 2,000円 1人年2回

(2) 割引提携事業(ホテルチェーン、旅行会社代理店、レジャー施設、映画館等)

会員及びその家族が低料金でホテル、旅館、ペンション等の利用ができるよう利用料の一部補助及びあつ旋を行う。

また、会員カード（FCSカード）提示により、提携した旅行社、レクリエーション施設、書店等の割引事業を実施する。

- ① 観劇・スポーツ観戦
- ② 映画等入場券
- ③ グルメチケット

(3) 施設利用助成事業(宿泊施設、旅行会社代理店推奨旅行等)

- ① 契約施設 通年
- ② 海外推奨旅行 年1回
- ③ 東京ディズニーリゾート特別利用券 年間1人2枚

(4) サークル活動助成

会員・会員外相互の余暇を利用したサークル活動に対し、活動費の一部を助成する。

- ・助成額 1団体 25,000円（限度額）

(5) 余暇活動事業

余暇時間を有意義に過ごせるよう、自主企画の各種イベントを行い多様化する会員のニーズに応じた事業を行う。

- ① 旅行 ・国内旅行 年1回
- ② レジャー ・会員の集い 年1回
- ③ 文化・その他の事業
 - ・独身者交流会 年1回（千葉市勤労者S C共催予定）
 - ・各種教室 年3回
 - ・家族映画会等 年2回
 - ・グルメ&テーブルマナー 年1回
 - ・花火大会観覧 年1回

4. 情報提供事業（公4）

(1) 情報誌発行事業

各種事業内容、割引協定施設及び手続き方法を網羅したガイドブックを発行するとともに、定期的に各種情報を提供するためのニュースを発行する。

ガイドブック及びニュースの発行

- ・発行回数 ガイドブック 2年に1回
- ・FCSニュース 年6回

(2) ホームページ運営事業

ホームページを活用した情報提供の拡充

(3) 会員の加入促進

市の広報、商工会議所会報(シェイクハンド)、船橋法人会報等に会員募集広告を掲出し、会員の加入を促進する。

① 会員加入推進員の委嘱

加入者の増加と当法人のPRを図るため、評議員による会員加入拡大を図る

② 会員の要望等を把握するためアンケートの実施

5. 共済給付事業（他1）

会員を対象として、慶弔共済給付事業を実施する。

		保障内容	保険金額（円）
本人保障	死亡・後遺障害保険金	疾病による死亡（疾病による重度障害）	100,000
		不慮の事故による死亡（不慮の事故による後遺障害）	150,000
		交通事故による死亡（交通事故による後遺障害）	100,000
		増加疾病死亡（増加疾病重度障害）	50,000
	傷病休業保険金	休業14日以上30日未満	10,000
		休業30日以上60日未満	5,000
		休業60日以上90日未満	5,000
		休業90日以上120日未満	10,000
		休業120日以上	15,000
財産保障	住宅災害保険金	火災等	100,000
		自然災害	30,000
慶弔見舞金保障	死亡弔慰金	配偶者の死亡	20,000
		子の死亡	10,000
		親の死亡	5,000
		住宅災害による死亡	10,000
	結婚祝金	結婚祝	20,000
	出生祝金	子の出生祝	5,000
	就学祝金	子の小学校、中学校就学祝	各々5,000
	成人祝金	成人祝	5,000
	還暦祝金	還暦祝	5,000
勤続祝金	勤続10年・15年・20年・25年・30年	各々5,000	

6. 特定退職金共済事業（公5）

所得税法施行令第73条に基づく「特定退職金共済団体」として、退職金共済事業を実施する。

＜事業内容＞

- (1) 加入対象事業所…船橋市内のすべての事業所
- (2) 加入対象年齢……15歳以上85歳未満の従業員(パートタイム労働者及び使用人を兼務する役員を含む)
- (3) 掛金の負担……事業主の全額負担
- (4) 掛金の設定……1口(1,000円)から30口(30,000円)まで1口単位で自由に選択できる。
- (5) 掛金の変更……加入後、途中での増額または減額の変更ができる。(一定の制限あり)
- (6) 退職一時金……加入者が退職したとき、掛金の納付月数に応じて退職一時金を本人に支給する。掛金保証型の制度としている。
- (7) 退職一時金と年金との選択
10年以上の加入者は、一時金または年金(10年間)の選択ができる。
- (8) 遺族一時金……加入者が死亡したとき、掛金の納付月数に応じて遺族一時金を支給する。
- (9) 解約手当金……契約が解除されたときは、解約手当金を加入者に支給する。

7. 勤労市民センター管理運営事業（公6）（収1）（他2）

勤労市民センターは「勤労者及び市民の福祉の増進並びに教養及び文化の向上に資する」ことを目的として設立された施設である。

従って、勤労者や市民グループ等が行う健康づくりや文化活動をホームページ等に掲載し支援していく。

また、勤労者及び市民等が健康で豊かな人間性の形成、または、芸術等に触れ、癒される機会を提供できるよう、勤労市民センターを活動の場とする市民グループ等と協働して自主事業を実施する。

＜自主事業＞

- | | |
|----------|---|
| ア. 講座 | 絵手紙を始めとして各種講座を開催し、文化活動の場づくりの環境を提供する。 |
| イ. 健康づくり | ヨガ等の体操教室を開催し、市民の健康づくりを推進する。 |
| ウ. 発表会等 | 当センターで活動しているサークルと協働して、文化活動の活性化を図る。 |
| エ. コンサート | 市民文化ホール、文化創造館きららと連携してコンサートを開催し、市民の文化・芸術に触れる機会を提供する。 |

＜非常災害対策＞

非常災害時における宿泊可能避難所としての役割や地域住民との連携を図る。